

2018年度 NO. 1 2018. 5. 31

## 目 次

### 1. 2019年3月 京都市魚アラリサイクルセンター廃止と

#### 大阪府魚腸骨処理対策協議会解散が決まる

京都市と大阪府で同時期に魚アラリサイクルの仕組みが変わる。京都市は赤字が続いたから。大阪府は黒字になったから。果たしてその違いは如何に？大阪府下では排出事業者の混乱はないのだろうか？

### 2. 法律を熟読するとフードバンク費用は賄える（その3）

フードバンク取扱食品は有用物か？廃棄物か？廃棄物処理法と「行政処分<sup>の</sup>指針」からフードバンク取扱食品を見てみると…。

### 3. 映画「0円キッチン」上映会のお知らせ

主人公で監督のダーヴィドは廃油で走るキッチンカーでヨーロッパ5か国の旅へ出発。食費は全部0円！各地で食材のムダをなくすべく、ユニークでおいしく楽しい取り組みをしている人々に出会いながら、食品廃棄を考えるエンターテインメント・ロードムービーです。

### 4. コラム アイヌ語の不思議 11 陸地の「沖」

「沖」が付く地名が海ではなく山間部に？探してみると全国に結構あります。今回も読者のみなさんを加藤さんの不思議ワールドへ誘います。

### 5. 守口市のごみ事情（1）

守口市の人口は14万人を少し超える程度。近年減少傾向にあり、ごみ量も減っているが、さらに減量化の取組みが進んでいる。焼却炉の老朽化とも無関係ではなさそうだ。会員の高森さんが地元をレポートします。

## 2019年3月 京都市魚アラリサイクルセンター廃止と 大阪府魚腸骨処理対策協議会解散が決まる

当会通信において関西における魚アラの再資源化についての諸問題を随時報告してきましたが、今年度、京都市と大阪府において大きな方針変更が行われることになりました。行政が直接関与して税負担によって成り立ってきた両工場は、民間事業者への完全移行となるのです。今号では、京都市が示した今後の方向性と大阪府が決定した「排出事業者負担制度」の概要を報告します。

### ○過去の費用負担の比較

京都市 京都市魚アラリサイクルセンター建設費（約 21 億円）平成 20 年 4 月より運用開始。  
年間の赤字額、1 億円～2 億円/年

大阪府 小島養殖漁業生産組合 平成 7 年度整備（約 20 億円）、平成 24 年整備（約 20 億円）  
経営赤字になった場合の負担額（大阪府、55% 大阪市、22.5%。他市町村 22.5%）  
なお、平成 20 年度からは黒字となったため処理委託料負担金は発生していません。

（例）平成 14 年度負担金（2 億 5,695 万円）

大阪府 5,805 万円 大阪市 14,190 万円 堺市 696.6 万円 豊中市 351.2 万円

### ○京都市の取組状況

平成 30 年 2 月 6 日、京都市議会文化環境委員会（資料）より

- ・近年、全国的な規模で、民間事業者による安定した魚アラリサイクルが確立してきたことから、本市との協働で、民間事業者が主体となった持続可能で安定的かつ確実な魚アラリサイクルの仕組みを構築し、平成 30 年度末をもってセンターを廃止いたします。」
- ・民間加工業者の選定については、本市が公募型プロポーザルを実施し、魚アラの買取価格等の提案内容をもとに決定します。

平成 30 年 4 月 18 日、京都新聞報道「魚アラの再資源化継続へ 京都市、中継地点から業者に」

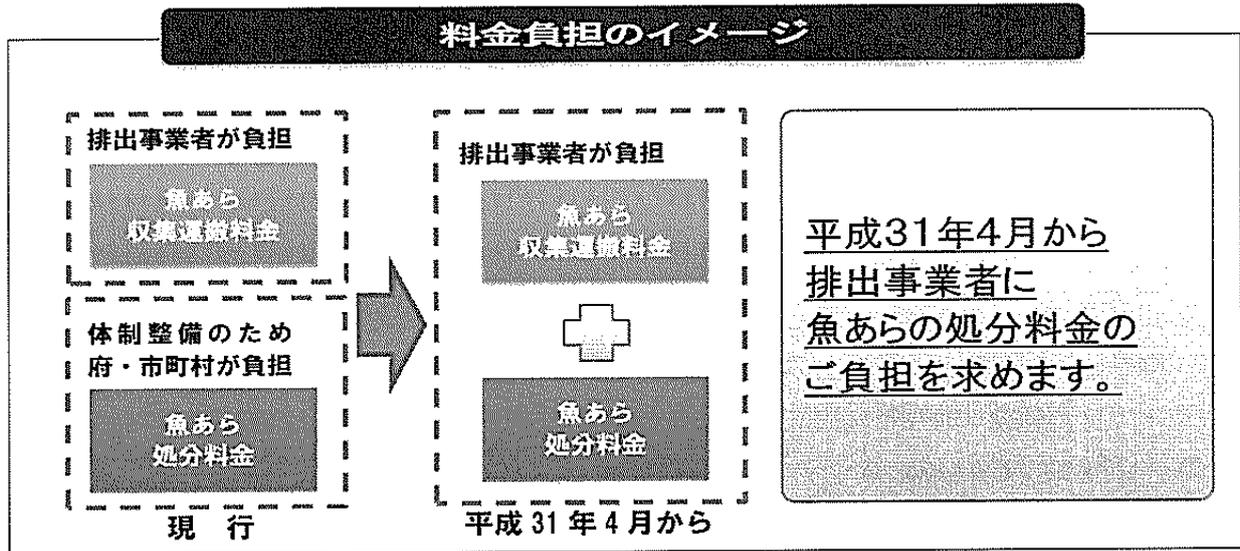
「新設する中継施設は、運搬業者が市の委託先の民間加工業者に魚アラを引き渡す拠点とする。本年度当初予算に 4800 万円を計上した。中継施設は冷凍コンテナ 3 基を設置する予定。5 月以降に着工し、委託先の選定も行う。」

\*京都市の取組みで評価できることは、魚アラリサイクルを民間事業者との協働で行うという点だと思っています。また、冷凍コンテナの設置場所は京都市のごみ焼却施設内でその費用負担や施設整備、今後の維持管理も京都市が関わっていくという内容です。魚アラリサイクルを支えてきた収集運搬業者は事業系一般廃棄物として冷凍コンテナに搬入するのですが、その後は搬入量に応じて民間事業者に買い取ってもらえることになるのです。魚アラの排出事業者には新たな負担はなく、買取金額によっては排出事業者への金銭の還元も考えられるものとなっています。

### ○大阪府魚腸骨処理対策協議会で決定した「魚腸骨処分費用の排出事業者負担制度」H.30.3.23.総会

大阪府では平成 6 年 4 月より、府内市町村等で構成する大阪府魚腸骨処理対策協議会から、その構成員の負担金を財源として、岸和田市にある小島養殖漁業生産組合へ魚アラの処分を委託してきました。協議会解散決定を受け、当会として大阪府環境農林水産部資源循環課へ解散決定に至る経過の分かる文書（議事録等、A 4.300 ページ以上）の公開請求を行いました。

## 料金負担のイメージ



### ◎ 【モリ・カケ】議事録よりもおもしろいです！結論は最初から決まっていた！

\*平成31年4月より排出事業者は魚あらの処分料金を負担する。今後予想される新たな負担金が行政負担とならないように、今の時期に制度変更を行う。

#### ○ 開示された議事録より

- ・処理委託料が発生しないうちに具体的な検討を行う。(平成24年8月21日第1回専門部会)
- ・検討事項 排出者が処理費用を負担する(行政が負担しない)仕組み(平成27年7月9日第1回委員会)
- ・いま負担金を払わなくていい状況の間に次の枠組みを定めて、もし処理料を払わなければならないときには、速やかにそちらに移行するのがベスト。(略)もしいるようになったらどうするのか。そのときのために用意をしておこうということ。防災計画のようなものです。もしものときのために何をしたらよいのか、というイメージです。(平成27年7月17日第1回排出者負担制度への移行検討WC.議事録)
- ・(小島養殖のことをさして)色んな条件がやっぱり殿様商売みたいなのでやってきたツケ。(平成27年9月25日第2回排出者負担制度への移行検討WC.議事録)
- ・(小島さんの考え)今黒字だけど、それでも金を取ろうとするのか、それは将来赤字になったときの値上げ幅を平準化するためにたとえ1円でも5円でももらっておこうという発想をするのか(略)現状、これだけ儲かっていることを取って言うことはないと思います。大阪でよくお笑いであるでしょう。もうかりまっか、ぼちぼちでんな。あんな感じになるのかなと思いますけど。(平成28年1月20日第4回排出者負担制度への移行検討WC.議事録)
- ・小島さんがあせりだしたという情報が入ってきている。70tは確保しないとイケない。40tでは工場は操業停止になる(維持費が出ない)とあせり出したという情報が入っている。遅いねん。ただ収集運搬業者はこの協議会制度を知らない。小島さんしか知らないですから。(平成28年5月18日第5回排出者負担制度への移行検討WC.議事録)
- ・移行後直ちに料金設定されるというふうにおっしゃっているふうには聞こえますが、現実的には0円、ましてや収集運搬業者に払っている奨励金も止めるということになりますと、排出事業者から直接お金が取れるのかなと。まず疑念です。(平成29年12月26日、第2回委員会.議事録)

◎ 次号以降も「排出事業者負担制度」について詳しく報告していきます。(杉本 照夫 記)

## 法律を熟読するとフードバンク費用は賄える（その3）

### はじめに

今月号は表題の核心を述べます。昨年度ふーどばんく O S A K A は農水省から補助金をもらい、食品リサイクル法や廃棄物処理法をよく読んで、費用を賄える手がかりが得られるか否かの検討会を九回開き、その報告書を昨年度末に提出しました。今月号ではそれを参考にして廃棄物処理法の熟読の仕方を述べてみます。

### （1）廃棄物処理法の観点

#### 1）リサイクル物は「不要物」

廃棄物処理法では、食品残渣のみならず、金属類・紙類・プラスチック類などのリサイクル物も対象にし、これらを「廃棄物」と呼ばず「不要物」と呼ぶように“改名”しています。改名しないと豊島事件のように常識では廃棄物なのに、リサイクルすると言って法の網を破る事件が頻発したからです。ところが前号で述べたように食品リサイクル法では、フードバンク取扱物は食品「廃棄物」と定義しているのに、常識に依拠し廃棄物でないとしていました。この矛盾はフードバンク取り扱い物を廃棄物処理法にいう「不要物」と位置づけてみると以下のように解消します。

#### 2）廃棄物の定義

廃棄物処理法第2条一項に「廃棄物」とは「ごみ、粗大ごみ、燃え殻等の不要物である（要旨）。」と定義されています。即ち「廃棄物＝不要物」と言っています。ただそれでは言葉を言い換えただけに過ぎないので、「廃棄物」と判定する厳密な基準を作り『行政処分の指針』と名付けました。

この指針には『廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の利用形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する。』と書かれています。通例定義はこんなに長くなりませんが、廃棄物は所有者や利用する者の主観に因るので長くせざるを得ないのです。この『行政処分の指針』に則りフードバンク取扱食品をみてみます。

- ①占有者（メーカー、小売業者等）は「自ら利用する意思はない」から、第一要件は満たし「廃棄物」になります。「占有者」にしたのは、元の「所有者」は捨てて所有権を放棄しているが、ごみ置き場に置いた責任者も法の対象者にするという意味を表しています。
- ②第二要件は他人に有償で売却できるか否かですが、まだ食べられる物ですから、有償で売却可能なので第二要件は満たさず「廃棄物」でなくなります。

ところが『行政処分の指針』はこれで終わらず、その後に『これらに該当

するか否かは云々』として、以下にある五つの要件を『総合的に勘案して判断する』こととしています。

- ① 「その物の性状」については、消費・賞味期限が切れ「廃棄物」になった食品と同じものと解すると「廃棄物」に該当するのですが、一方で期限内であるから少し性状がよいと解すると「廃棄物」に該当しないこととなります。
- ② 「排出の状況」と③「通常取り扱い形態」については、通例の商品と同じ扱いをするので「廃棄物」に該当しません。
- ④ 「取引価値の有無」については、有償で売却することを禁止しているので取引価値は無いことになり、「廃棄物」に該当することになります。即ち、提供者は有償で取引可能な物を営業政策上、取引価値を無くしたので、法的な「廃棄物」になってしまうのです。
- ⑤ 「占有者の意思」については、占有者は「不要物」と判断している有価物物ではあるが、有価物にしないと判断しているので、「廃棄物」に該当することになります。

このように『行政処分の指針』に則ると、フードバンク取扱食品は、「不要物」であり、性状からは有償で売却できるが、占有者の意思で有償売却を禁止しているため、取引価値がなくなり「廃棄物」として取り扱う食品になるという“法的に複雑な廃棄物”に該当することがわかります。

(森住 明弘記)

## 映画「0円キッチン」 上映会のお知らせ

アジェンダ 21 すいた総会において、食品ロス削減に関する映画を上映します。  
どなたでも参加できますので、ぜひ吹田までお越し下さい。

**と き : 平成 30 年 7 月 1 日(日)午後 2 時 45 分～4 時 10 分**  
**と ころ : 千里山コミュニティセンター** 無料

吹田市千里山霧が丘 22-1 (B i V i 千里山 3F)

世界で生産される約3分の1の食糧は廃棄されており、その量は毎年13億トンにもなります。「捨てられてしまう食材を救い出し、おいしい料理に変身させよう！」と考えた食材救出人のダーヴィドがヨーロッパ5か国を旅します。使った廃油 684.5ℓ、走行距離 5079 km、救出した食材 690 kg。食費は0円。廃棄食材で創造的で美味しい料理を作り人々に届けながら私たちに食のあるべき姿を考えさせてくれます。

食品ロスの問題を深刻に考えるのではなく、楽しくユーモアを持って考えさせてくれるエンターテインメント・ロードムービーです。

監督：ダーヴィド・グロス、ゲオルグ・ミッシュ

2015年/オーストリア/81分

## 陸地の「沖」

加藤 昌彦

世界は驚異に満ちています。ひまがあれば、私はどんな小さな世界でも驚いています。野の草花の美しさに、うっとりとしています。スミレがマンホールに円形になって咲いている姿をこの間、見て驚きました。

アイヌ語地名調査では驚きの連続です。かつて、私は岡山県内のアイヌ語地名の第一人者であった井上文夫さん（1916～1999）の『岡山県アイヌ語地名解』（自費出版 1966年）を読んでいた時、「沖」地名で「oki：灌木」と言う解を見たときもそうでした。その驚きを、昨日のように思い出します。「沖」と「灌木」、似ても似つかぬ組み合わせです。

数年前、岡山県の倉敷市と岡山市にある二つの「沖」を探検に行きました。倉敷市の「沖」は北部の弥高山（307m）などの山岳部と、南部の大平山（161m）などの山岳部に挟まれた沖積平野部で、江戸時代に新田開発された所です。

岡山市東区の「瀬戸町沖」も同様の地形で、北部の大森山（240m）などの山岳部と、南部のシャシャ木山（174m）などの山岳部に挟まれた、「旧砂川の河道と砂川の沖積平野に位置する」（角川地名辞典）所です。二つとも沖合に位置するのではなく、海から山を越えた沖積平野部にあります。

岡山市の「沖」で、びっくりしたことは、「沖」の西部を流れる砂川の中で、繁茂する樹木を見た時でした。市街地化された都市に住み、洪水対策で管理化されている川ばかりしか知らない私には、川の中に育っている林が不思議でした。ありえない所に生えている樹木です。しかし、よくよく考えてみれば、川中の樹木は実際においても、映像でも見えてくるのです。「沖」地名調査している中のことですので、よけいに興味深いものでした。

瀬戸内海に面している2市よりも、もっと山間部に「沖」地名があります。中国山地の山中の、岡山県苫田郡鏡野町にも「沖」地名があります。四方見渡しても海の姿はありません。角川地名辞典では、「吉井川支流加々美川左岸の東方に位置し、大部分は田園地帯。」とあります。

全国の沖地名には、もちろん沖合と関係ある地名も数多くあります。しかし、海に接していない所、その上さらに、標高の高い地域にも「沖」があります。

群馬県高崎市に「沖町」、長野県武石村と岐阜県羽島市に「沖」地名があります。また群馬県太田市にも「沖野」、埼玉県上尾市に「沖野ノ上」、また長野県諏訪市に「沖田町」があります。これらの地域は県自体が海に接していません。

「沖田川」という川の名もあります。沖と田と川は結び付けにくいですが、「オキタ」は「oki-ta；灌木の・ある所」の意味と思われます。全国で8つはあります。

「沖」地名の極点は、鳥取県東南部に沖ノ山（オキノヤマ 1319m）です。角川地名辞典には「山容は西・南からは重厚な姿がすぐれ」と書かれています。以上、これらの例は、海の沖合を意味する「沖」だけでは、地名のもとを辿ることは出来ないことがわかります。

## 守口市のゴミ事情（1）

私は山口県の宇部市で育ち、親の転勤、学校や仕事などの関係で広島、北九州、博多、はたまたスリランカの地方都市などで生活してきました。宇部や北九州は 1960 年頃の公害がひどかったため、環境問題に関心が高まり熱心な市民活動が展開され、公害問題が落ち着いた今でも市民の間にはその知恵などが引き継がれ関心を持って活動が行われています。行政はそのことを「宇部方式」やら「北九州方式」などと名付けて PR していますが、それについてはまた別の機会に。

### 1. 守口市に来て最初に驚いたこと

さて現在、守口市に引っ越してきて 6 年くらいになります。最初にここに来て驚いたことは、早朝自転車で大きな空き缶の袋を抱えた年配の男性があちらこちらで空き缶集めをしているのを見かけたことでした。個人的にはホームレスの人が集めて回っているのかと思っていましたが、地元の人に後から聞いた話ではどうやら一般の人がちょっとした小遣い欲しさか何かわかりませんが集めて市内の廃品回収業者に売っているとのことでした。ホームページ上には載っていませんが、私の家の近所にも業者がありアルミや鉄を買い取ってくれます。先日、45L 一袋と買い物袋一袋の約 2kg の空き缶を持っていったら 290 円（1 kg/145 円 2018 年 5 月 16 日付）で引き取ってくれました。買取価格は変動するようで業者の入り口には値段の書いたホワイトボードが掛けてありました。（写真 1）



（写真 1）アルミ缶の買取価格と買取の品目

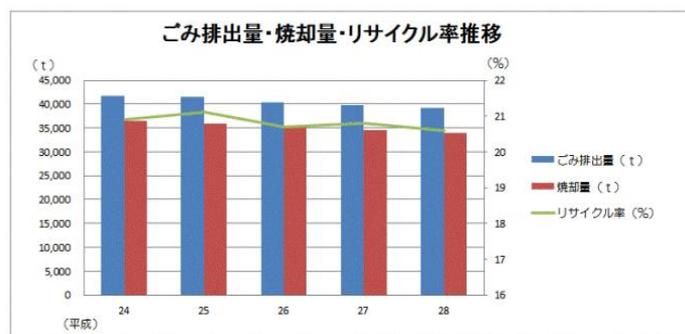
また、福岡市や宇部市ではゴミ袋の有料化が導入されていたことや家庭ごみの収集はステーション方式が一般であったのに対し、守口市ではゴミ袋の有料化がされておらずまた戸別収集であったのでその違いにも驚かされました。実質的にどちらのやり方がいいか一概には語れないとは思いますが、率直な感想からすればまだまだごみに関する啓発活動が遅れているのかなという印象でした。

### 2. 守口市の基本的な状況

守口市では近年人口（2018 年 4 月 30 日現在 14 万 3,599 人）が徐々に減っている影響もあるのかごみの排出量も若干減ってきています。

ごみ排出量・焼却量・リサイクル率推移一覧

年度（平成）	ごみ排出量（t）	ごみ焼却量（t）	リサイクル率（%）
24	41,636	36,449	20.9
25	41,437	35,845	21.1
26	40,248	34,989	20.7
27	39,640	34,366	20.8
28	39,048	33,866	20.6



（引用：守口市ホームページから）

また守口市のゴミについての特色としては、平成 29 年 3 月に策定された「(改訂版) 守口市一般廃棄物処理基本計画」の中で、同規模の自治体と比較して「家庭系ごみの排出量が低い傾向となっている一方で、事業系ごみの排出量が高い傾向になっている」と書かれています。大手家電メーカーの下請け企業を中心とした小規模な企業が多いことが理由としてあるのだと思います。

### 3. 守口市の 2018 年からの新たな 3 つの取組

#### ① 1 回のごみの収集が 3 袋から 2 袋へ

守口市では家庭系ごみ収集については、45L 以下のゴミ袋で 1 回につき 3 袋までとじていましたが、2018 年(平成 30 年) 4 月 1 日から業務の効率化及びさらなるゴミの減量化と資源化について意識を高めるために 2 袋へと見直しを図る旨のことが広報されました。

#### ② 少量の事業系ごみの無料定期回収終了へ

2018 年 3 月 31 日まで守口市では一般家庭に準じて事業所からでる一般廃棄物を無料収集(1 回 3 袋(45L) まで) していました。しかしながら、分別やリサイクルが進んでおらず、その処理費用がかさんでしまうことを理由に廃止されました。そして今後のごみの収集運搬については守口市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するようにチラシが配布されました。

#### ③ クリーンセンターへの持ち込みが要事前予約へ

2018 年 1 月 4 日からごみをクリーンセンターに持ち込む際に、営業日 2 日前までに事前予約が必要になりました。理由としては利用者の待ち時間短縮などが目的とのことです。

さて、上記記載のことはホームページなどのお知らせから引用しましたので、ちょっと無味乾燥した内容になっていますのでその背景はなかなか見えてきません。実際に一市民の私が暮らしている中では今のところ特段影響はないです。変わったことといえば、ごみ収集時に上記①のことがアナウンスされていることや私の地区ではごみ収集の時間が午後の時間帯に変更になったことです。(ただ、ホームページ上ではその時間如何に関わらず午前 9 時までに出すように広報はされています。)

ただ、普通に暮らしていたらそんな変化にも気づかないのですが、おそらく今後に向け水面下では色々と計画が進んでいるのだと思います。例えば、守口市も焼却炉が 1 炉しかなくそれも老朽化しています。「(改訂版) 守口市一般廃棄物処理基本計画」のパブリックコメントへの返答では広域化の可能性の模索に言及し、平成 30 年 2 月定例会第 3 日目(3 月 8 日) で市長が各会派の代表質問に対して大阪市・八尾市・松原市環境施設組合への参加が最適であり進めていきたいと答弁しています。確かに近隣には上記組合が管理する東淀工場や鶴見工場があるので運搬コストを抑える観点や相互連携しやすさを考えると守口市からしたら有益なのかもしれません。

今回は概要だけになりましたが、次回もう少し詳しく書いていきたいと思っています。

(高森 靖記)